

審査請求制度と生活保護事務

(1) 不服申立て

1

- 行政庁の処分により、権利利益を侵害された国民を救済するための制度が、行政不服審査法に規定。
- 行政的救済としての制度(⇔司法的救済としての裁判)
- 行政不服審査法による不服申立て
 - 審査請求 【第9条～第53条】
 - 再審査請求 【第62条～第66条】
 - (再調査)

審査請求制度と生活保護事務

(2) 審査請求の対象

2

- 生活保護事務における審査請求の対象としては...

- 保護申請却下処分
- 保護変更申請却下処分
- 保護変更決定処分
- 保護廃止決定処分
- 法第63条に基づく保護費返還決定処分
- 法第78条に基づく費用徴収金額決定処分

などが挙げられる。

※「処分性」のないものは、審査請求の対象外

審査請求制度と生活保護事務

(3) 審査請求の申立適格

3

- 審査請求を行うことができる者

⇒ 不服の対象となる処分を受けた者

※ 委任状による選任を受けた代理人は、
審査請求手続について、本人を代理することができる。

審査請求制度と生活保護事務

(4) 審査請求期間

4

- 審査請求をすることができる期間
 - ・ 処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内
 - ・ 処分があった日の翌日から起算して1年以内

※いずれも「正当な理由」がある場合には、この限りではない。

審査請求制度と生活保護事務

(5) 審査請求の手続

5

- 別紙「生活保護に関して処分を受けた者の
原処分に対する不服申立て」を参照。

審査請求制度と生活保護事務

(6) 審査庁に関する注意

6

① 処分庁が「市」の福祉事務所長である場合

- 「保護の決定及び実施」に関する処分

⇒ 都道府県知事（法第64条）

- 「保護の決定及び実施」以外の処分（例：法第78条）

⇒ 当該処分が「市長」の場合：都道府県知事

当該処分が「福祉事務所長」の場合：当該市長

② 処分庁が「県」の福祉事務所長である場合

- いずれの処分についても、都道府県知事が審査庁

審査請求制度と生活保護事務

(7) 審査請求書の取扱い等

7

- 審査請求書は、正副2通を提出することが必要。
- 審査請求書は、行政不服審査法第21条第1項により、処分庁に対しても提出することができる。
⇒ その場合、処分庁は直ちに審査庁へ
審査請求書を送付する。

統計事務について

地域福祉課 生活保護グループ 牧之瀬

生活保護業務データシステムによる 被保護者調査

- LGWAN環境にログインする。
- LGWAN環境で、生活保護業務データシステムにログインする。
- 「令和7 年度 被保護者調査入力・審査要領」を参照する。

* LGWAN: 総合行政ネットワーク
地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

月次調査

* 年次調査: 7月のデータを報告

データ	対象月	報告者
基礎項目データ 個別項目データ 基礎資料データ	前々月 (例: 4月に2月の データを入力する。)	各福祉事務所
月別概要データ (第1表～第11表)	前月 (例: 4月に3月の データを入力する。)	第5表・第11表以外: 各福祉事務所 第5表・第11表: 県

第5表: 各福祉事務所から送られてきた値を県で合計し、入力する。

第11表: 「審査請求に対する裁決」→県が対応

月次調査の流れ

- 福祉事務所：値を入力して、「表チェック」をクリックする。
 - エラーがあると、その旨が表示され、「警告：有」となる。
 - エラーがなくなると、「警告：無」となる。
 - ただし、無視してよいエラーが4つある。W1609,W1701,W1801,W1901
(R6.9にヘルプデスクに確認)
- 福祉事務所：エラーがなくなったら「表登録」
- 県：各福祉事務所の「登録済」のデータを、「確認」する。データがロックされ、福祉事務所は値を変更できなくなる。

(ロックを解除したい場合は、牧之瀬宛て、メールでご連絡ください。)
- 登録の締め切り日は、月末にお送りするメールを参照。

統計データの参照・活用

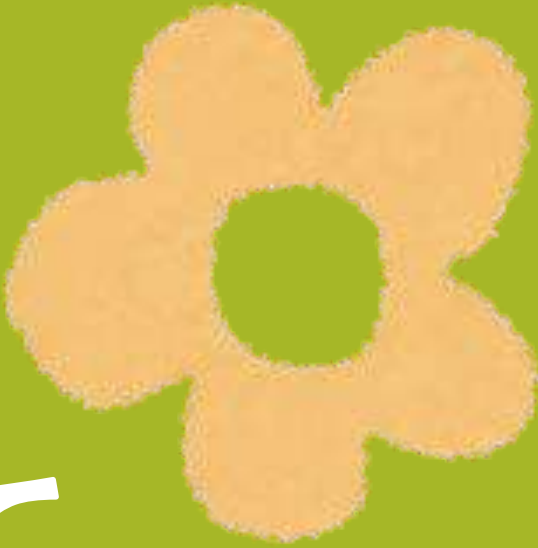
種類	公開のタイミング	取得方法
速報値(全国版)	1月分のデータを4月に公開	インターネットの「e-Stat」のサイトで、「被保護者調査」で検索
速報値(県内版)	2月分のデータを4月に公開	生活保護業務データシステムの「定型帳票出力」
確定値(全国版)	(実績)R5年度のデータをR7.3に公開	インターネットの「e-Stat」のサイトで、「被保護者調査」で検索

* e-Stat: 日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイト

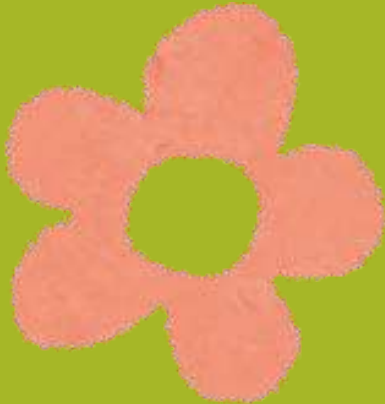
* 全国版のデータは、愛知県(名古屋市・中核市を除く市部・郡部)、名古屋市、中核市

* 保護率を再計算する際には、「あいちの人口」が有用

ご清聴ありがとうございました。



経理事務について



地域福祉課生活保護グループ

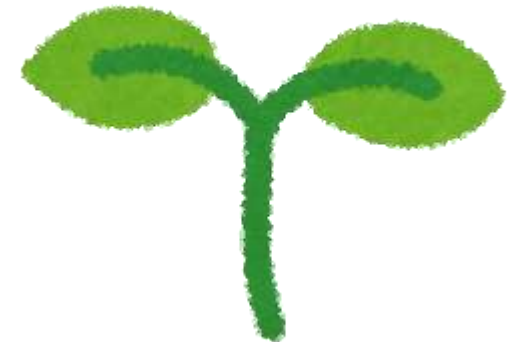
浅野

国庫負担金：市町村及び都道府県が支弁した保護費、 保護施設事務費及び委託事務費の4分の3（法73条）

○生活扶助費等国庫負担金（生活扶助費・住宅扶助費・教育扶助費・出産扶助費・生業扶助費・葬祭扶助費・就労自立給付金・進学準備給付金・保護施設事務費及び委託事務費）

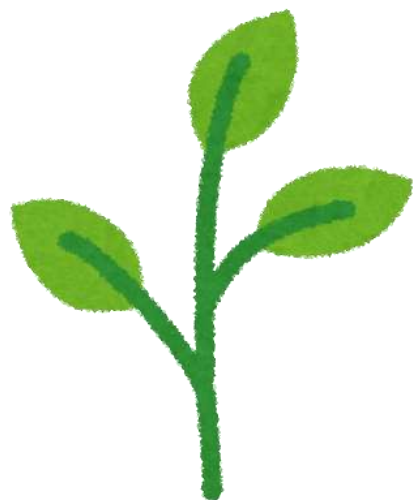
○医療扶助費等国庫負担金（医療扶助）

○介護扶助費等国庫負担金（介護扶助）



県費負担金：居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の4分の1

宿所施設提供又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の4分の1



<国庫負担金 一連の流れ（目安）>

前年度 3 月頃	県にてとりまとめ、国へ交付申請
当年度 4 月	第一回交付決定
6 月	前年度事業実績報告
8 月	第一回所要見込額調（必要に応じて追加交付申請）
1 2 月	第二回交付決定
1 月	第二回所要見込額調（必要に応じて追加交付申請）
3 月	第三回交付決定（追加分） 前年度分の額の確定 前年度分精算（返納・追加交付）



※毎月事務：経理状況報告

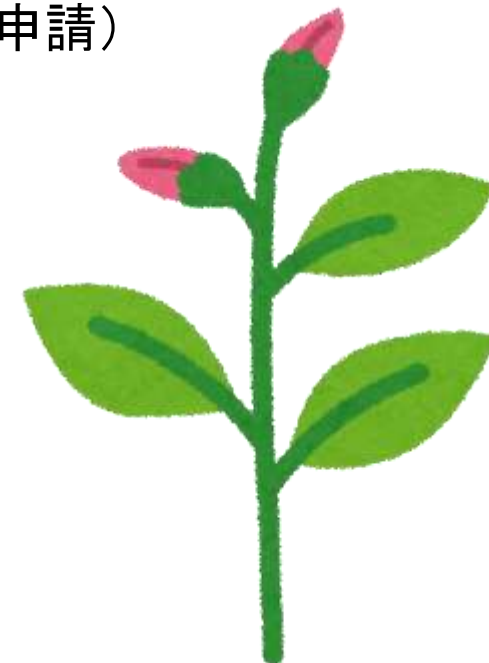
※額の確定及び精算について

①生活扶助費等国庫負担金②医療扶助費等国庫負担金③介護扶助費等国庫負担金についてそれぞれの国庫負担金ごとに超過分・不足分を精算する形となります。合算した額での精算ではありませんのでご注意ください。

<県費負担金 一連の流れ（目安）>

前年度 2 月	交付申請
当年度 4 月	第一回交付決定
6 月	前年度事業実績報告
	第一回支払
1 0 月頃	所要見込額調
1 1 月頃	変更交付申請
1 月～ 2 月頃	前年度分の額の確定（必要に応じて追加交付申請）
～ 3 月末まで	第二回交付決定
	第二回支払
	前年度分精算（返納・追加交付）

※毎月事務：経理状況報告、県費ケース開始・廃止届



< 注意点 >

- ・ 経理状況報告書は、（国庫負担金）と（県費負担金）それぞれ毎月 8 日までに当課へ提出
- ・ その他、記入上の注意事項を確認の上、適切に記入を行う



<県費ケース>

- ・ 県費ケースの開始又は廃止があった際には、ただちに開始又は廃止届を提出する。
※提出がされていない場合、県費負担金の対象として認められない可能性あり

【よくある間違い】

- ・ 外国人ケース

外国人に対する保護の実施責任は、外国人登録法により登録された居住地による
←対象とならない

- ・ 特養等のケース

特養への措置を行った場合、入所と同時又は入所後に居住地を失ったものについては
入所前の居住地によって保護が適用される
←対象とならない



ご清聴ありがとうございました

